

6. 組合休暇

正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務にその団体の規約に定める期間、従事する場合における休暇。

あらかじめ「組合休暇許可願」を四万十町教育委員会に提出して許可を受ける。

職員団体のための業務は限られた範囲であり、広く認められるものではない。

1 暦年において 30 日を超えない範囲内で 1 日又は 1 時間を単位に与えられる。